

〔福岡市環境行動賞〕応募・表彰の件数について

	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
<b>応募件数</b>	<b>100</b>	<b>72</b>	<b>108</b>	<b>82</b>	<b>90</b>
個人	9	8	13	10	18
団体	15	14	15 <sup>※3</sup>	9	52
学校	4	3	11	5	9
事業者	4	9 <sup>※2</sup>	7	5	11
各区推薦 <sup>※1</sup>	68	38	62	53	
<b>表彰件数</b>	<b>85</b>	<b>64</b>	<b>95</b>	<b>75</b>	
<b>大賞</b>	—	1	—	—	
<b>最優秀賞</b>	4	4	4	4	
個人	1	1	1	1	
団体	1	1	1	1	
学校	1	1	1	1	
事業者	1	1	1	1	
<b>優秀賞</b>	11	7	8	7	
個人	3	2	2	2	
団体	6	2	2	2	
学校	1	2	1	2	
事業者	1	2	2	1	
<b>特別賞</b>	1	2	1	1	
個人	—	—	1	—	
団体	—	—	1	—	
学校	—	1	—	—	
事業者	1	—	—	1	
<b>奨励賞</b>	<b>69</b>	<b>50</b>	<b>82</b>	<b>63</b>	

(※1) 第9回までは環境局と各区推薦に分けて応募を受け付けていたもの

(※2) 内1件辞退

(※3) 内2件辞退

<参考>今後のスケジュール(予定)

4月～5月上旬 受賞者決定及び表彰式開催に関する広報

- 市政だより掲載 (5月1日号・15日号)
- 市ホームページ・フェイスブックへの掲載

6月 表彰式

# 福岡市環境行動賞表彰実施要領

令和元年8月1日改正

## 1 趣旨

この要領は、福岡市環境行動賞表彰要綱（平成 19 年 5 月 1 日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 表彰対象者

要綱第 2 条に規定する個人、団体、学校及び事業者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「個人」とは、本市に居住し、又は市内で勤務している者であって、要綱第 2 条に定める活動（以下「環境活動」という。）に取り組んでいる者（推薦日から当該推薦年度の表彰者決定までに死亡した者を含む。）。ただし、国、県、市職員（出資団体職員も含む）及び市が委嘱した環境推進委員がその職務として行っていた取組及び個人による家庭内での省エネの取組は対象外とする。
- (2) 「団体」とは、3 人以上で構成する営利目的の法人（法人格を持たない団体も含む）以外の団体であって、団体の本拠を市内に有し、又は環境活動を市内で実施しているもの。ただし、市の出資法人、政治団体及び宗教団体は除く。
- (3) 「学校」とは、市内に住所を有し、又は市内で幼児、児童、生徒及び学生が主体的に環境活動に取り組んでいる幼稚園、保育園（所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む）、専修学校及び各種学校。
- (4) 「事業者」とは、環境保全関係の法令等を遵守しており、市内に事業の本拠を有し、又はその活動を市内で実施しているもの。ただし、市関係の事業所は除く。

上記（1）～（4）については、市外に居住もしくは本拠を有する場合であっても、本市の環境保全及び市民意識の向上に関して多大な貢献を行ったと認められるものは表彰対象者とする。

## 3 募集(推薦)方法

一般公募とする。自薦・他薦は問わない。

区に申込があった推薦(応募)書等資料については、各区生活環境課及び博多区自転車対策・生活環境課にて取りまとめ、精査を行った後、環境局環境政策課へ提出する。

## 4 被表彰者の決定

(1) 要綱第 3 条に規定する被表彰者の決定については、次に掲げるとおりとする。

### ①大賞（入賞者数 1）

最優秀賞に選考された表彰対象者の中から、活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を総合的に判断し、特に著しい功績をあげたものを決定する。

②最優秀賞（入賞者数 表彰対象者の区分別に 1 × 4、大賞に選考された対象者区分については優秀賞から繰り上げを行う）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、特に著しい功績をあげたものを対象者区分毎に決定する。

#### ③優秀賞（入賞者数 全対象者の中から合計10程度）

活動の取組内容、実績及び環境保全への貢献度等を表彰対象者の区分別に審査し、著しい功績をあげたものを、対象者区分毎に決定する。

ただし、特定の分野での取組に著しい功績が認められる場合は、特別に表彰する。この場合、上記①から③の入賞者数には含まない。

なお、過去に大賞を授与されたものは、表彰されない。

過去に最優秀賞及び優秀賞を授与されたものは、その上位の表彰でなければ表彰されない。

ただし、過去に当該表彰を授与された活動の取組内容と異なる場合はこの限りではない。

#### ④奨励賞

##### ア 表彰種別及び対象者

###### (ア)「感謝状」対象者

環境活動に継続して3年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去に同一内容による活動により感謝状を贈呈されたものは除く。

###### (イ)「表彰状」対象者

過去に「感謝状」を贈呈されたもので、その環境活動に継続して8年以上取り組み、その活動が他の模範となる表彰対象者。ただし、過去8年以内に同一内容による活動により表彰状を授与されたものは除く。

##### イ 活動年数等の算定

(ア) 活動年数は、その活動の開始の日から表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

(イ) 過去に表彰状を授与された日からの期間は、直近の表彰状を授与された年度の4月1日から次の表彰対象者の募集を行う年度の4月1日までの期間とする。

##### ウ その他

要綱施行の日以前において、福岡市環境保全・美化等功労者表彰要綱（平成19年5月1日廃止）に基づき「環境美化・リサイクル推進功労者」の表彰を授与されたものは、要綱に基づき奨励賞を授与されたものとみなす。

#### (2) 評価項目

対象者区分毎の評価項目は、別に定める。

#### (3) 選考除外

行政処分を受けているものについては、選考から除外し、非該当とする。

# 福岡市環境行動賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市環境基本条例第5条に基づき、環境保全及び創造に貢献し、顕著な功績のあった個人、団体、学校及び事業者を顕彰することを目的とする「福岡市環境行動賞（以下「表彰」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象は、福岡市内を主たる活動の場とし、次の各号のいずれかの普及啓発・実践活動・学術研究等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその功績が顕著であると認められる個人、団体、学校及び事業者とする。

- (1) 地球温暖化対策（省エネルギー対策など）
- (2) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
- (3) 自然環境保護（里山保全・植林・博多湾保全など）
- (4) 環境美化（地域清掃・花いっぱい運動など）
- (5) 環境教育・学習
- (6) その他前各号に準ずる功績があり、表彰に値すると認められるもの

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、一般公募等により推薦があったものの中から、第4条に定める福岡市環境行動賞選考委員会における委員の意見を聴き、市長が決定する。

(選考委員会)

第4条 受賞者の選考を公正かつ適正に行うため、意見を聴取する機関として選考委員会を置く。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状及び副賞を贈呈することにより行う。

(事務局)

第6条 この表彰に関する総合的な調整事務は、福岡市環境局環境政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(既存の表彰要綱の廃止)

2 福岡市環境保全・美化功労者表彰要綱（平成9年5月1日施行）及び福岡市ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰要綱（平成8年6月20日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。